平成20年度の保険医療材料価格制度改革（新規材料における価格調整について）

- 内外価格差に対する更なる取り組みが求められていることに加え、平成20年4月1日より「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準」が実施されることを踏まえ、

「外国価格の相加平均の2倍以上の場合に2倍の価格」

↓

次々回改定時（平成22年度）には１．５倍とすることをにらみつつ、
「外国価格の相加平均の１．７倍以上の場合に１．７倍の価格」

とすることとした。

平成20年度の保険医療材料価格制度改革（既収載品における再算定について）

「外国における国別の価格の相加平均値の2倍以上」

↓

次々回改定時（平成22年度）には１．５倍とすることをにらみつつ、
「外国における国別の価格の相加平均値の１．７倍以上」

とすることとした。